

第五部

第四回參議院法務委員會會議錄第二十一号

昭和二十三年十二月八日（水曜日）

本日の會議に付した事件

○裁判所法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

○刑事補償法を改正する法律案（内閣提出）

○刑事訴訟法施行法案（内閣提出）

午後二時五十分開會

○委員長（伊藤繁春） これより法務委員會を開きます。先ず裁判所法の一部を改正する等の法律案を議題に供します。司法の内容及び規定の概要を御説明願います。

○國務大臣（樺田實吉） 只今上程になりました裁判所法の一部を改正する等の法律案の提案理由を御説明申し上げます。

先ず第一條について御説明申し上げます。本條は裁判所法を改正する規定であります。本條による裁判所法の改正の要旨は次の三點であります。

即ちその第一點は、最高裁判所の小法廷で裁判することのできる事項の範圍を拡張しまして、大法廷の負担の軽減を図つた点であります。現行の裁判所法第十條第一号によれば、当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断すること、専ら大法廷のなすべきところと属してありまして、小法廷のなし得なかつたところでありましたが、このような憲法問題に関する事件でありまして、すでに一度大法廷が憲法違反ではないとの判断を下してあります

第五部 法務委員會會議錄第二号 昭和二十三年十二月八日（參議院）

以上、同様の判断を大法廷において繰返して行ふ必要はないものと認められ、また、かかる事件が最高裁判所に山積したておきます現狀におきまして、一々大法廷を開く煩を避け、小法廷をしてすでに定まりました大法廷の判例に従つて、裁判をなさしめても差支ないものと考えられるのであります。又かようにして大法廷の負担をして輕からしめることは、大法廷をして、その本来の任務を効果的に遂行せしむるゆゑんであると思われまゝ。この故に今度裁判所法第十條第一号を改正いたしました。小法廷が裁判することのできる事件の範圍を拡張いたしました次第であります。

次に改正の第三點は、今度現行の家事裁判所と少年審判所を統合して、家庭裁判所という新しい裁判所を創設することにしたいたしましたので、裁判所法第三篇中に新たな一章を設けて、第三十一條の二乃至五の規定を置き、家庭裁判所の組織及び権限を規定いたしました。即ち第三十一條の二に、家庭裁判所の組織及び権限を規定し、第三十一條の三におきまして、家庭裁判所の行つ裁判権及びその他の権限を規定し、又第三十一條の四におきまして、これらの裁判官は家事審判法第四條の規定によつて、除斥、忌避の裁判を行う場合を除いては、原則として單独で裁判を行うこととし、第三十一條の五におきましては、第三篇第二章地方、裁判所の章下における判事

補の職權の制限、裁判官の職務の代行、司法行政事務、事務局及び支部出張所等に関する規定を準用いたしておるのであります。尙裁判所法の他の章下の條文で家庭裁判所の創設に伴い當然に訂正を要することとなりました規定の改正をいたしました。即ち裁判所法第二條、第十九條、第二十八條、第三十三條、第四十一條第二項、第四十二條、第四十四條第一項、第五十條、第五十九條、第六十條第一項、第六十四條、第六十五條及び第八十條の改正がこれに該当いたします。又家庭裁判所には少年保護司という新しい裁判所職員を置くこととしたし、これに關して第六十一條の二という新しい條文を置きました。

次に改正の第三點は、刑事訴訟法の改正によりまして、刑事訴訟におきまして、控訴及び抗告の審理が極めて重大となりましたので、從來地方裁判所に提起されておりました簡易裁判所の刑事の第一審の判決に対する控訴及び簡易裁判所の刑事に関する決定、命令に対する抗告を直接高等裁判所に提起すべきものとしたいたしました。これが第十六條及び第二十四條に規定された高等裁判所及び地方裁判所の管轄を改正いたしました理由であります。

以上の三點が第一條による裁判所法改正の重要点であります。この外にも尙次の諸点につき裁判所法の改正をいたしました。即ち最高裁判所事務局の事務の擴張に伴い、最高裁判所事務局の機構を拡充する必要がありまゝの

で、第十三條の規定を改め、最高裁判所事務局の名称を最高裁判所事務局と稱することにしたし、又最高裁判所に圖書館を設けることとしたし、これに關して新たに、第十四條の二、第五十六條の二、及び第六十條の二の規定を置き圖書館、圖書館長及び裁判所司書官等に関する事項を規定いたしました。次に從來最高裁判所長官にのみ付されておりました秘書官を最高裁判所の各判事及び各高等裁判所長官にも付することとしたし、これに關して、最高裁判所長官秘書官に關する第五十四條の規定を改正いたしました。と共に、高等裁判所長官秘書官に關する第五十六條の三という新しい規定を設けました。更に第六十三條第一項の改正は、現在係員である廷吏のうち若干のものは廷吏の優遇上三級の職員といたす必要がありまゝので、法律で定める員数に限り三級とするので、できることにいたしました。改正であり、最後に第六十四條の規定は、裁判官以外の裁判所の職員の任免及び敘級に關する規定によりまして、裁判官以外の裁判所の職員の任免及び敘級を内閣と關係なく、最高裁判所以下各高等裁判所並びに各地方裁判所がこれを行うことに改めたのであります。これは成るべく司法権の獨立を保障することが司法権の獨立を確保するゆゑんであり、又國家公務員法第五十五條の主旨にも副うゆゑんかと考えた次第であります。

続いて第二條について御説明申し上げます。第二條は裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律第三條及び第十四條の改正に関する規定であります。同法第三條によれば各高等裁判所はその管轄区域内の地方裁判所及び簡易裁判所の裁判官の任免及び懲戒に関する件について裁判権を有するのであります。今回これを改正いたしました。各高等裁判所はその管轄区域内の家庭裁判所の裁判官の任免及び懲戒についても裁判権を有するものとした。又同法第十四條によれば同第一項に掲げた裁判所職員の中三級のものについては、懲戒による懲戒並に懲戒による懲戒は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所が行うことになつております。今回これを改正いたしました。家庭裁判所にも右に述べました裁判所職員についての懲戒を行つて得ることいたしますと共に、裁判所法第六十四條の改正によりまして、裁判官以外の裁判所職員の任免及び敘級は内閣と關係なく、最高裁判所以下各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所がこれを行うこととしたし、又裁判所法の改正によりまして、最高裁判所長官の外にも最高裁判所各判事及び各高等

裁判所長官にそれ／＼秘書官を附することになりましたので、本條について必要な改正を施した次第であります。

第三條は刑事補償の特例等に関する法律の改正であります。同法第一條の改正は家庭裁判所が新たに設けられましたことに基くものであり、第二條の二の規定を新たに設けましたのは、この法律の第二條で判事又は檢察官の在職年数を、判事、判事補又は檢察官の在職年数を、判事、判事補又は檢察官の在職年数とみなしておるのであります。この度この法規の適用範囲を拡張し、判事又は檢察官の資格は有しなかつたものでも、司法官候補たる資格を有し三年以上満洲國の一定の官職にあつたものは、その三年後の在職年数は、これを判事、判事補又は檢察官の在職年数にみなすこととしたしました。

第四條は裁判所職員に定員に関する法律の改正であります。同法第四條を改正いたしましたのは、裁判所法第六十三條の改正によりまして、延更のうち若干名を三級となし得ることとなりますので、従来三級の裁判所事務官のうち同数の定員を本條から削りますと共に、新たに第六條を設けまして三級の延更の定員を規定した次第であります。

第五條の檢察廳法第二條の改正は、新たに家庭裁判所が設けられたことに對應するものであり、同法第十九條及び第三十八條の改正は、少年審判所が削減することに基くものであります。

第六條は法務廳設置法におきまして、將來少年裁判所として發足することを予定されておりました少年審判所が、家庭裁判所に統合されることにな

りましたので、法務廳設置法第十條及び第十五條中の「少年裁判所」を「家庭裁判所」と改めるための改正規定であります。

第七條は刑事訴訟法第四百六十三條を改正する規定であります。簡易裁判所が略式裁判を不相当と認める場合に、事件の地方裁判所に移送することに関する規定である同條の但書を削除いたしましたのは、新刑事訴訟法立案當時は裁判所法第三十三條の簡易裁判所の管轄の規定を改めまして、簡易裁判所は刑事に關しては選任刑として、罰金の定められてゐる罪については略式裁判しなかつた得ず、略式裁判を不相当と認めるときは、これを地方裁判所に移送することになつてゐたのであります。今度裁判所法第三十三條の規定の改正は、前述いたしました程度に止めることにいたしましたので、この刑事訴訟法第四百六十三條但書の規定は不要となりまして、これが同條を改正いたしました理由であります。

第八條は家事審判法の改正に関する規定であります。今回同法中の「家事審判所」を「家庭裁判所」に改めると共に、従来地方裁判所の支部でありました家事審判所が家庭裁判所に統合されましたので、家事審判所を地方裁判所の支部といたしておらず同法第二條を改め、又家庭裁判所の組織及び権限に関する規定が裁判所法の中に取入れられることになりましたので、従来これらの事項について規定いたしましたおりました家事審判法第三條の規定を改正いたしました次第であります。

同法第十條及び第二十二條によれば、家事審判所が地方裁判所の支部であります關係上、家事審判所の參與員及び調停委員は地方裁判所が毎年選任することになつておりましたが、今度これを改正いたしましたので家庭裁判所が參與員及び調停委員を選任することになりました。

第九條は家事審判所が家庭裁判所に變ります關係上、民法その他の法律中「家事審判所」を「家庭裁判所」に改めた規定であります。

第十條におきまして、本法中新たに設けました規定のうち裁判所圖書館に關する裁判所法第十四條の二、第五十六條の二、及び第六十條の二の規定、一定の満洲國の官吏の在職を判事補、又は檢察官の在職とみなす判事補の職權の特例等に関する法律第二條の規定、及び延更の定員を定めました裁判所職員に關する法律第六條の規定並びに最高裁判所の小法廷の取扱う事件の範圍を上げた裁判所法第十條の改正規定、裁判所延更の若干を三級となし得るものとした同法第六十三條第一項の改正規定及び三級の裁判所事務官の定員を改めました裁判所職員に關する規定の施行期日はこれを本法公布の日と定め、その他の規定の施行期日を昭和二十四年一月一日といたしました。

以上の規定は、前者の規定はこれを即刻施行する必要があるものであります。その他の規定は主として新刑事訴訟法の改正及び家庭裁判所の發足に伴う必要な改正規定でありますので、改正刑事訴訟法の施行期日であり、且つ又家庭裁判所の發足いたしました昭和二十四年一月一日を以て、その施行期日と定めた次第であります。

第十一條は裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條の改正により高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の刑事事件の管轄が変更されましたのに関連いたしましたので、昭和二十三年十二月三十一日當時これらの裁判所に係属したております刑事事件の取扱に關する経過規定を、第十二條は少年審判所が家庭裁判所に統合され、従つて少年審判官という官名が消滅いたしましたのに伴い、裁判官の任命資格に關する経過規定を、第十三條は同じく少年審判所が家庭裁判所に統合されるのに伴い、昭和二十三年十二月三十一日當時少年審判所に係属中の事件を引継ぎ取扱うべき管轄家庭裁判所を定めべき経過規定を、第十四條乃至第十八條は家事審判所が家庭裁判所に切り替へられましてに際して、家事審判所に係属してゐる事件の措置等に関する経過規定を、又第十九條は本年一月一日改正民法施行に際して経過的に家事審判所を行つた事項を、今度家事審判所が家庭裁判所に切替へられるに當つて、これを家庭裁判所に行わたるべきことにいたしました経過規定を、それ／＼定めたものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(伊藤修善) 本案に対するこの御質疑は後に譲ることにいたします。鬼丸委員より發言を求められておりますからこの際許可することにいたします。

○鬼丸委員 私は近く改正されんとしております弁護士法の法案審議に當りますに先立つて、私共立法上の理

由となり得る實際運面から調査をする必要があると存じますが、近來裁判官並びに檢察官等にして現職より去られた現職の判事、檢察官の間にいろいろと密接なる交際を續けておられます等のことから、各所の弁護士会において、その弁護士士の行動について可なり批判を受けておりますことを耳にいたします。この法案を審議するに當りまして、私はこの際全國の弁護士会に對して、近く裁判官並びに檢察官の方で退職されて弁護士となられた方が、その弁護士人を扱います上においてどういふようにならざる現狀にあるか。或いは相當世評に上つてゐるようにならざるか。あるいはしないかということについて、全國の各弁護士会にその事實の調査を本委員会として求めて頂きたい。向若しも各弁護士会において聞知しておられますこととして、退職判事の方と残られておられます現職判事、或いは又在職中の判事として扱われた事件と弁護士との關係について、世間の批評を蒙つておられますやうな具体的な事實があるとするならば、この際弁護士会の方からその具體的事實を本委員会に知らして貰いたいということとを、併せてこの際全國弁護士会にこの當委員会の名を以て調査方をお願いしたい。これは弁護士法の改正に對します一つの資料になるばかりでなく、本委員会が現に調査しつつあります、いわゆる裁判官檢察官の民主化に對します認識についての調査に對します資料におきまして、この間の事情が相當に含まれてゐるやうなことも申されてゐる向もござい

ますから、併せてこの点をも附記さ

とを予定されておりました少年審判所が、家庭裁判所に統合されることにな

ば、家事審判所の地方裁判所の支部で

あります関係上、家事審判所の参員

めた次第であります。

第十一條は裁判所法第十六條、第二

として、その改正要綱の各申があり、政

府においても引続き刑事補償法を改正

する法律案の立案準備を進めて参つた

のであります。刑事補償法は刑事訴

訟と密接不可分の関係があり、刑事

訴訟法も全面的に改正される予定であ

りましたので、刑事補償法の改正も今

日まで延引せざるを得なかつたのであ

ります。然るにすでに刑事訴訟法の改

正も終り、昭和二十四年一月一日から

施行されることになりましたので、こ

こに新憲法の精神に則り、刑事補償法

を全面的に改正し、新刑事訴訟法と共

に昭和二十四年一月一日からこれを施

行するのが最も至当と考えられること

であります。以上が本案提案の趣旨

であります。

次に本案の内容について改正の要点

を御説明申し上げます。

改正の第一点は補償原因の拡張であ

ります。現行法においては、刑事手続

上の未決拘留及び刑の執行についての

み補償をすべきことを定めておるので

あります。新憲法第四十條の趣旨に

則り、刑事手続上のすべての抑留及び

拘禁、刑の執行及びこれに伴う抑留及

び拘禁のすべてについて補償をすること

とし、補償原因を拡張したのであり

ます。

改正の第二点は補償不成立条件の整

理であります。現行法第四條において

は、補償不成立条件を相当廣く規定し

ており、この規定によつて運用の實際

においても、補償を阻まれる事例が極

めて多かつたのであります。然るに新

憲法第四十條は、無罪の裁判を受けた

者には必ず補償をすべきことを要求し

ておる趣旨と解されますので、現行法

第四條に規定する補償不成立条件を整

理し、單に(一)本人が殊更に任意の

自由をすることにより、又は他の有罪

の証拠を偽造することにより、起訴、

未決の抑留若しくは拘禁又は有罪の言

渡を受けるに至つたものと認められる

場合及び(二)一個の裁判によつて併

合罪の一部について無罪の言渡を受け

ても、他の部分について有罪の言渡を

受けた場合のみを補償不成立条件とし

て、而もこれを絶対的不成立条件とは

せず、この場合においても、裁判所の

健全な裁量によつて補償の一部又は全

部をしないことができるものと相対

的不成立条件としたのであります。

改正の第三点は、民法の改正に伴

い、補償を受けるべき遺族の順位及び

遺族相互の間における割合を改め、遺

族たる配偶者を常に補償を受けるべき

遺族とすると共に、補償を受けるべき

同順位の遺族が数人ある場合における

遺族相互の間における割合は、民法第九百條

の例によることとしたのであります。

改正の第四点は、抑留、拘禁又は依

刑の執行による補償の額を一日最低二

百円とし、且つ如何なる場合にも一日

四百円を超えてはならないこととし、

死刑の執行を受けた者の遺族に対する

補償においては、一万円以内で裁判所

の相当と認める金額の附加的補償をす

ることとしたのであります。尚死刑の

執行を受けた者の遺族に対する補償に

おいて、若し本人の死亡によつて補償

を受けるべき者に現に生じた財産上の

損失額が証明された場合には、その損

失額に一万円を加算した額の範囲内

で、裁判所の相当と認める金額の附加

的補償をすることとしたのであります。

改正の第五点は、國家賠償法の制定

れまして、弁護士会が閣下知たしてお

ります事実ありとするならば、それ

をも報告して貰いたい。そういうふう

な一つ御照会を願いたいと思ひます。

○委員(伊藤修憲) 只今九委員の

御提案に係るものの調査をいたし、

照会することに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(伊藤修憲) では委員長にお

いて只今の御趣旨を体しまして、それ

ぞれ照会の手続を取ることに決定いた

します。

次に刑事訴訟法施行法案を議題に供

します。本案に対する政府の提案理由

並びに法案の概要を御説明をお願いい

たします。

○政府委員(濱田良作君) 只今上程に

相成りました刑事訴訟法施行法案の提

案理由について御説明いたします。

この法律案は、明年一月一日から施

行になります新刑事訴訟法の施行に

関し必要な経過措置等を定めたもの

であります。第一條は定義規定であ

り、第二條から第十三條までは刑事訴

訟法に属する事項の経過措置につい

て規定し、第十四條は私訴の廃止に伴

う選挙関係法律の手当について規定

し、第十五條は刑事訴訟費用法の一部

改正について規定し、第十六條は訴訟

費用等臨時措置法の一部改正について

規定し、第十七條は二つの関係法令の

廃止について規定しているものでありま

す。が、いずれも新刑事訴訟法の施行

に関連するものであります。

先ず、刑事訴訟法に属する事項の経

過的措置でありますが、大原則とい

たしましては、前国会における御審議

の経過を尊重いたしまして、すべて事

件は新法施行前に公訴の提起があつた

か否かを区別の標準とし、新法施行前

に公訴の提起があつた事件につきまし

ては、新法施行後も旧法及び應急措

置法によることとし、新法施行の際

だ公訴が提起されてない事件につき

ましては、原則として新法を適用する

ことにしたのであります。第二條が前

者に関する原則規定であり、第四條が

後者に関する原則規定であります。而

して第三條は旧法主義に対する例外を

規定し、第五條から第九條までは新法

主義に対する例外乃至補正について規

定しているものであります。第十條及び

第十一條は確定訴訟記録閲覧の手数料

等について規定し、第十二條は新法施

行の際係属中の私訴は通常の民事訴訟

手続によつて完結すべき旨を規定し、

第十三條は最高裁判所の規則が必要が

ある場合には補充的経過規定を設ける

ことができる旨を規定しているものであ

ります。

次に御留意を願ひたいのは、第十五

條の刑事訴訟費用法の一部改正であり

ますが、この改正によりまして國選

弁護人に給すべき日当、旅費及び宿泊

料は鑑定人に給すべきものに準ずる額

とし、これを刑事訴訟費用のうちに加

えることにした次第であります。

以上で簡単に提案理由の説明を

終ることにいたしますが、何とぞ貴

重御審議の上速かに御可決あらんこと

を希望いたします。

○委員(伊藤修憲) 本案に対する質

疑は後に譲ることにいたします。

次に刑事補償法を改正する法律案が

予備審査のために当委員会に付託され

ております。本案を議題に供します。

先ず政府委員の本案に対する提案理由

の説明を求めます。

○政府委員(濱田良作君) 只今上程に

なりました刑事補償法を改正する法律

案の提案理由について御説明申し上げま

す。

現行刑事補償法は、昭和六年法律第

六十号を以て制定され、昭和七年一月

一日から施行されて今日に及んでおる

ものであります。然るに日本國憲法は

刑事司法についてその第三十一條から

第三十九條までの多くの規定により、

事前に慎重な手続をとることを要求

し、過誤を未然に防止するに努めると

共に、その第四十條において「何人も、

抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を

受けたときは、法律の定めるところに

より、國にその補償を求めることがで

きる」と規定し、若し慎重な手続に

も拘わらず、刑事司法が誤りに陥つて

いたときは、國に対する補償請求権を

認め、事前、事後の両面相俟つて、人

身の自由の保障を完からしめようとし

ておるのであります。

現行刑事補償法の規定の内容を、こ

の新憲法第四十條の規定と対比検討す

るときは、その補償原因及び補償不成

立条件について、当然改正を必要とす

る点があるばかりでなく、民法の改正

に伴い、補償を受けるべき遺族の順位

及び遺族相互の間における割合について改正

を要する点があり、國家賠償法の制定

に伴い、同法による損害賠償と刑事補

償との調整を図る必要もあり、更に又

現行法に基く拘禁による補償金額が一

日五円以内というのは、如何にも現状

に適しないところであり、従つて

昭和二十一年秋の臨時法制調査会にお

いても、日本國憲法の施行に伴い現行

刑事補償法も亦これを改正すべきもの

に伴い、同法による損害賠償と刑事補償との調整を図るため、補償を受けるべき者が同一の原因について他の法律によつて損害賠償を受けたときは、裁判所は補償の額を定めるに依り、これを考慮しなければならぬと規定し、若しすでに受けた損害賠償の額が本法によつて受けるべき補償の額にひといか又はこれを超える場合には、百円以内の名目上の補償をすることとしたのであります。

以上簡單ながら刑事補償法を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げました。すでに述べましたごとく、刑事手続における事前の保障は、刑事訴訟法がこれを規定するところであり、この刑事訴訟法は、第二回國會において、基本的人権の保障を強調する新憲法の精神に則り、画期的改正がなされました。今回本案の成立を見るに至りますならば、刑事手続における事後の補償も亦全きを得るに至り、事前、事後の両面相俟つて、基本的人権の保障が完全となることと存するのであります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを希望いたします。

○委員(伊藤修善) 以上政府説明による三案について質疑に入りたいと存じます。裁判所法の一部を改正する等の法律案並びにの刑事訴訟法施行正案は、第三國會におきまして相当慎重審議されまして、大体内容は同一でありますから、質疑は大體盡きておると存じます。

○齋藤雄君 刑事訴訟法について質問したいのですが、刑事訴訟法を施行するについて、政府は如何なる考えを持つておるか、こういうことを質問したいのであります。それは新刑事訴訟

法の場合に、求刑するのであるかといふことであります。例えば懲役三年とか罰金五万円とか十万円とかといふ求刑をするのであるかどうかといふことを伺いたいのであります。

新刑事訴訟法の第二百五十六條には「起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。」といふことを書いてあります。それから二百九十三條には「証拠が終つた後、檢察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならぬ。」といふことがありますが、裁判官に予断を抱くことは絶対許さない、要するに起訴については起訴状一本である。そういうことになつておるのであります。檢察官が求刑することになる、懲役何年といふことはどうであるか、事実及び法律の適用について意見を述べなければならぬのであつて、懲役何年と求刑することは具体的なことであつて、私は、そういうことは新刑事訴訟法の精神に反する、こう思うのであります。政府の所見は如何でせうか。

○政府委員(野本新一君) 新刑事訴訟法の下におきまして檢察官がいわゆる諭告の際求刑をして良いか悪いかといふ点でございまして、その点につきましては、この案のときには大體現在と同じように求刑などが行われても差支ない、大體行われておるといふことを考えておきまして、積極的に言うべきものではないといふような考えは持つておらなかつた次第であります。

○齋藤雄君 現在はどういうように考えておるのですか。

○政府委員(野本新一君) 現在でも解釈論としても実際の運用といつたしましでも、今までのように求刑といふものは、適正な裁判を期せしめる一つの檢察官側の意見として、言つて置くのには差支なく、むしろ言つてもよいのじやないか、そう思つております。併し一部には最近関西の或る判事が求刑は述べべきではないといふような意見も出ているのは承知しております。

○齋藤雄君 新刑事訴訟法の趣旨からいふと予断を抱くことは一切いかにいふことになつておるので、私は、求刑はすべきことではない、そういうことが新刑事訴訟法の精神に合致するのであるから、政府においてはその点をよく考へて善処して貰いたい、こういう要求をします。

○政府委員(野本新一君) その点につきましては、只今申し上げましたように一部にそういう意見もあるといふことは承知しております。次第であります。併し政府側といたしましては、大體いゝゆる求刑の意見は述べて差支ない、そう思つておる次第であります。併しこの点は裁判所の法律解釈としては、最終的には何らかの最高裁判所の判決で決まることになるのだと思つております。

○丸山義雄君 前國會におきまして、刑事訴訟法の施行法が提案されましたが、審議未了の結果、今回も新しく改正法案の施行法の提案をされておるのであります。前回の提案理由によりますと、第二條が、新法の施行前の事件に對しまする過渡的規定について、第一回の公判が開かれた事件のみにおつて新法施行といふことになつておりましたものが、今度は公訴の提起

があつた場合には尙旧法及び應急措置法によることと改めて出されましたが、私はこの際政府に資料の提出を求めます。現在における起訴にかかります事件で、この本法第二條の支配を受けます点について、公訴の提起だけがあつて、尙第一回の公判が開かれていない事件がいくらあるか。それから尙來年の一月一日から新刑事訴訟法が施行になります。それについて第一回公判を開くことの見通しの付きます事件がいくらあるか。尙これについてその事件のうち主なる事件について具体的に示された資料の提出をこの際求めます。

○政府委員(野本新一君) 第一点は御趣旨分りました。第二点は今やつて……

○委員(伊藤修善) 速記を止めて。(速記中止)

○委員(伊藤修善) それでは速記を始め。

○政府委員(野本新一君) 只今御要求の資料でございまして、何分全國の資料を集めるとなると、今まで集めております統計からは拾えませんが、で、新しく作らなければならぬ関係にありまして、非常に時間がかかりまして、本國會には間に合いかねますと存じますので、東京の裁判所につきまして御指摘の点調べまして、御刻御報告いたしたいと存じます。如何でございましょうか。

○委員(伊藤修善) それではその程度に資料を政府にお出し願ふことにいたしたいと思ひます。

○齋藤雄君 御参考までに申上げて置きますが、お手許に印刷物として配付してあるものと存じますが、裁判所法の一部を改

正する等の法律案を修正する案として「裁判所法の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。」とありまして

第一條中第十四條の二を次のように改める。

第十四條の二(最高裁判所図書館)最高裁判所に國立國會図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。

同條中第五十六條の二を次のように改める。

第五十六條の二(最高裁判所図書館)最高裁判所に最高裁判所図書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。

最高裁判所図書館長は、最高裁判所長官の監督を受けて最高裁判所図書館の事務を掌理し、最高裁判所図書館の職員を指揮監督する。

前二項の規定は國立國會図書館法の規定の適用を妨げない。

同條中「第六十條の次に次の一條を加える。」及び第六十條の二を新設する規定を削る。

第三條中「三年」を「二年」に改める。

この点をお含み置きの上で御質疑を願ひます。

この外に図書館の問題があります。が、図書館の点は、今日御出張になつて松村さんのおいでにならんから分りませんから、やはり今までの御意見を総合した案を作つて見た次第であります。

○松井道夫君 この修正案の中にも出て来ておりますが、この際政府委員に質して置きたいと思ひるのであります。が、裁判所法の一部を改正する等の法

つておるか、こういうことを質問したのであるが、それは新刑罰訴訟

に限り新法施行ということになつておりまして、今度は公訴の提起

お手許に印刷物として配付してあることと存じますが、裁判所法の一部を改

律案、その中で「第三條判事補の職務の特例等に関する法律」、そのうち第二條の二でありますが、このうち三年ということに決めた根拠を伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡田一書) 松井委員のお尋ねに對してお答えいたします。裁判所構成法の第六十五條によりますと「三年以上東京帝國大学法科教授若ハ辯護士タル者ハ此ノ章ニ掲ケタル試験及考試ヲ經スシテ判事又ハ檢察ニ任セラル、コトヲ得司法官試補タル資格ヲ有シ朝鮮總督府判事又ハ朝鮮總督府檢察タル者亦同シ」

この裁判所構成法の規定が、裁判所法施行令によりましてやはりその適用を見る關係になつておる次第であります。が、裁判所法施行令の第十條によりますと、「裁判所構成法による判事たる資格を有する者は、裁判所法第四十一條乃至第四十四條の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。同法施行の際既に判事たる資格を有する者で判事たる在職年数が同法施行後において三年に達するものについて、その三年に達した時も同様とする。」というやうな規定になつておる次第であります。が、判事たる資格を有する者は三年判事補の職にありまると、判事又は檢察に任ぜられることができるという原則がありまして、それから更に外地の司法官である朝鮮總督府判事又は朝鮮總督府檢察事は、同じく三年間その職にあるときに初めて判事又は檢察に任ぜられる次第で、朝鮮總督府判事又は檢察事がその判事若しくは檢察たるためには、一年半の司法官試補たる修習を終ることを要件としたおる次第

であります。修習期間を通算いたしますと、四年半の期間を司法關係の事務に従事するといふことを要求されておる次第でございます。それからこの判事補の職務特例の三條によりますと、やはり只今申しました裁判所構成法の第六十五條の規定の精神を受けて参りまして、外地判事補の在職年数が三年を経過したときに、司法修習を終つたものと認めまして、判事補若しくは檢察たる資格を得るといふやうに定められました關係上、この度新しく二條の二を設けまして、少くとも裁判所構成法によりますと、司法官試補たる資格を有しておりさえすれば、滿洲國の學習法官或いは高等官試補、又は滿洲國の司法官の職にあつて、それを通算して三年になれば、裁判所構成法による判事若しくは檢察の資格を得たものとみなすという規定を定めましたことが從來の規定との關係上極めて均衡を維持した規定であります。朝鮮總督府の判事又は朝鮮總督府の檢察たるものとの關係を考えますと、やや寛大に過ぎるのではないかと考えますけれども、滿洲國に在職した方の数が相当ございますので、現在裁判官或いは檢察官たる適當の人を得るのに非常に困難を感じております。現狀におきましては、苟くも有能な人であれば成るべくその有能な人を吸收いたしまして、司法の仕事を担当して頂きたいと考えまして、朝鮮總督府の判事又は朝鮮總督府の檢察たるものと比べますと、少し寛大になりましたのですが、一應この三年という期間を定めた次第でございます。これは法曹一元の点から考えますと、判事たる資格を持つておるものでも三年在職する

ことを要件としたしております關係上、その判事士よりも尙短い期間で足りるというのでは少し行過ぎではないかと考えまして三年という期間を定めた次第であります。

○委員外議員(金子洋文書) 改正法律案中の圖書館に關係する部分であります。が、この「最高裁判所に裁判所圖書館を置く。次に、最高裁判所は、裁判所圖書館の支部を設けることができる。」この規定してあるのであります。が、これが國會國立圖書館法と對立する疑義があるものであります。同時に國會圖書館法を定めた基本的趣旨が無視される虞がある。というわけは、この國會圖書館法の「第七章行政及び司法の各部門への奉仕」の第二十條に「館長が、館長というものは、國立國會圖書館の館長です。館長が最初に任命された後六箇月以内に行政及び司法の各部門に現在するすべての圖書館は、本章の規定による國立國會圖書館支部圖書館となる。なお、現に圖書館を存しない各處においては一箇年以内に支部圖書館を設置するものとする。」こうなつております。従つてこれからできる司法、行政の圖書館というものは、國會圖書館の支部圖書館とならねばならぬのであります。

もう一つは、改正法律案の第五十六條の二(裁判所圖書館長)最高裁判所に裁判所圖書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。こうなつておりますが、支部圖書館となる以上、國立國會圖書館長の権能に従わなければならぬ。その権能というものは第十條の二「行政及び司法の各部門の圖書館長を、これらの部門を各々代表する連絡調整委員會の委員の推薦によつて任命する。」ので、委員の推薦によつて國會圖書館長が任命するのであります。であるからこの最高裁判所に裁判所圖書館長を一人置いて、裁判所の職員の中からこれを命ずるといふことは、この規定と抵觸するに思ふのであります。この点政府委員の御意見を伺ひたいと思ふのであります。

○政府委員(岡田一書) 金子委員のお尋ねに對してお答え申し上げます。第十四條の二に「最高裁判所に裁判所圖書館を置く。」という趣旨の規定を設けたのでございますが、これは只今御指摘の國會圖書館法第二十條の規定に鑑みまして、司法部門に設けられざるべきところの圖書館は、當然國會圖書館の支部になるのであります。こういうふうに解釈いたしましたので、現在誠に聊かな圖書館程度のものではございませんが、最高裁判所にもすでに圖書館がございます。まして、國會圖書館から支部圖書館長の任命を見ておる次第でございます。その現にありまます裁判所圖書館の存在將來非常に發展いたします。最も優秀なる圖書館となるものと確信いたしておる次第でございます。が、そういう裁判所圖書館でございますが、そのうち裁判所圖書館の中にこれを示すのが適當と考えまして、十四條のこの規定を設けた次第であります。が、これは國會圖書館の支部たる裁判所圖書館を置くという考えでございます。決して、決して國會圖書館法の適用を受けない別個の裁判所圖書館を置くという考えではございません。第二項に支部の規定を設けましたのは、現在最高裁判所では支部設置を具體的にはお考えになつていない様子でございます。すなわち、將來重要な裁判所

在地には、支部圖書館を設ける必要が恐らく生ずるであらうということを考へまして、これを設けた次第でございます。この支部圖書館もその言葉が示しますやうに、裁判所圖書館の一つの支部でございます。國會圖書館支部たる裁判所圖書館の、一つのプラントと申しますが、になるわけで、裁判所圖書館の中に包含せられておるものと、こゝろに考へた次第でございます。

それから五十六條の二の裁判所圖書館長の規定でございますが、これは裁判所職員の中からこれを任命するといふことに定めたのでございます。適用される支部圖書館の館長に關する規定でございます。今御指摘になりました任命に關する館長の権限を顰附するものではございません。ただ國立國會圖書館法の規定によりますと、館長は、苟くも推薦があれば如何なる人でも任命し得られるわけでございます。すなわち、裁判所圖書館の使命を完遂いたしますためには、裁判所職員の中からこれを命ずることが至當であると考えまして、その旨の規定を設けた次第で、この点におきましては、多少國立國會圖書館法の第十七條の第一号の規定を制限するかのごとく形の上では考えらるる次第であります。が併し第十七條の第一号が示しておりますやうに、連絡調整委員會の委員の推薦によつて任命したものでございまして、連絡調整委員會の委員は、最高裁判所の、現在、判事でありまます。が、判事の推薦によるわけで、恐らく最高裁判所の判事におかれましては、裁判所の職員の中から適當なる方を推薦され

て任命する。ので、委員の推薦によつて國會圖書館長が任命するのであります。であるからこの最高裁判所に裁判所圖書館長を一人置いて、裁判所の職員の中からこれを命ずるといふことは、この規定と抵觸するに思ふのであります。この点政府委員の御意見を伺ひたいと思ふのであります。

○政府委員(岡田一書) 金子委員のお尋ねに對してお答え申し上げます。第十四條の二に「最高裁判所に裁判所圖書館を置く。」という趣旨の規定を設けたのでございますが、これは只今御指摘の國會圖書館法第二十條の規定に鑑みまして、司法部門に設けられざるべきところの圖書館は、當然國會圖書館の支部になるのであります。こういうふうに解釈いたしましたので、現在誠に聊かな圖書館程度のものではございませんが、最高裁判所にもすでに圖書館がございます。まして、國會圖書館から支部圖書館長の任命を見ておる次第でございます。その現にありまます裁判所圖書館の存在將來非常に發展いたします。最も優秀なる圖書館となるものと確信いたしておる次第でございます。が、そういう裁判所圖書館でございますが、そのうち裁判所圖書館の中にこれを示すのが適當と考えまして、十四條のこの規定を設けた次第であります。が、これは國會圖書館の支部たる裁判所圖書館を置くという考えでございます。決して、決して國會圖書館法の適用を受けない別個の裁判所圖書館を置くという考えではございません。第二項に支部の規定を設けましたのは、現在最高裁判所では支部設置を具體的にはお考えになつていない様子でございます。すなわち、將來重要な裁判所

在地には、支部圖書館を設ける必要が恐らく生ずるであらうということを考へまして、これを設けた次第でございます。この支部圖書館もその言葉が示しますやうに、裁判所圖書館の一つの支部でございます。國會圖書館支部たる裁判所圖書館の、一つのプラントと申しますが、になるわけで、裁判所圖書館の中に包含せられておるものと、こゝろに考へた次第でございます。

それから五十六條の二の裁判所圖書館長の規定でございますが、これは裁判所職員の中からこれを任命するといふことに定めたのでございます。適用される支部圖書館の館長に關する規定でございます。今御指摘になりました任命に關する館長の権限を顰附するものではございません。ただ國立國會圖書館法の規定によりますと、館長は、苟くも推薦があれば如何なる人でも任命し得られるわけでございます。すなわち、裁判所圖書館の使命を完遂いたしますためには、裁判所職員の中からこれを命ずることが至當であると考えまして、その旨の規定を設けた次第で、この点におきましては、多少國立國會圖書館法の第十七條の第一号の規定を制限するかのごとく形の上では考えらるる次第であります。が併し第十七條の第一号が示しておりますやうに、連絡調整委員會の委員の推薦によつて任命したものでございまして、連絡調整委員會の委員は、最高裁判所の、現在、判事でありまます。が、判事の推薦によるわけで、恐らく最高裁判所の判事におかれましては、裁判所の職員の中から適當なる方を推薦され

るに相違ございませんし、又現在在さ
ようにお取扱ひになつておられます次
第で、形の上では如何にも館長の任命
権を制限するのみに見えますけれども
も、実質的には館長の権限について何
らの影響を及ぼすものではないと考へ
てゐる次第でございます。

只今委員長から裁判所法の一部を改
正する等の法律案に対する修正の御意
見が御披露されましたが、裁判所國
書館に關する部分につきましては、政
府といたしましては賛成でございます
す。それは只今御説明申し上げましたよ
うに、裁判所國書館は、國立國會圖書
館の支部として設けられるものである
ことは、この修正案によりまして非常
に明確になりますし、殊にこの度の裁
判所法の規定は、國立國會圖書館法の
規定の適用を妨げるものでないとい
うことが、非常に明らかになります大
第で、法文といたしましては極めて整
理された形になりますので、この修正
案に對しましては政府といたしまして
も賛成を申し上げます。

ただ判事補の職權の特例等に関する
法律の修正部分につきましては、國會
におきましてこの三年を二年に修正さ
れますことについては、甚だしく反対
は申上げません次第でございますが、
が、先程申しましたように、外地の弁
護士、或いは朝鮮總督府における裁判
官、檢察官との權限を考へますと、三
年でも必ずしも不適当ではないと考
へる次第でございます。

○委員外議員(金子洋文君) 只今の政
府委員の御答弁には十分満足いたしま
せんが、いたさない理由は省きます。
同時に修正案に御賛成の模様でありま
すから、修正案の方が遙かに立派にで

きてゐるし、國立國會圖書館法にも概
括してございせんので、是非この修正
案が通るのうちに各委員にお願いする次
第であります。

○松井道典君 只今政府委員の修正案
についての御意見中、先程の終の方に
あります三年を二年に改める点に余り
御賛成でない御意見のようでありま
す。向その点につきましては政府委員
の先程の御説明その他に異論もござ
いますので、更に質問を後日に譲つて
いたしたいと思います。

○委員長(伊藤修君) では本日はこの
程度にいたしまして、明日午後一時か
ら質疑を繼續することいたします。
午後四時三十分散會
出席者は左の通り。

委員長	伊藤 修君
理事	鬼丸 義賢君
委員	齋 武雄君 鈴木 安幸君 深川 マエ君 來馬 琢道君 松井 道夫君 星野 芳樹君
委員外議員	國書館運 金子 洋文君
國務大臣	殖田 俊吉君
政府委員	法務政務次官 鍛冶 良作君 法務事務官 (調査意見) 岡咲 恕一君 第一局長 法務事務官 (総務局長) 野木 新一君 事務局 課長

十二月七日予備審査のため、本委員会

に左の事件を付託された。

一、刑事補償法を改正する法律案
刑事補償法を改正する法律案

第一條 刑事訴訟法(昭和二十三年
法律第三十一号)による通常手
続又は再審若しくは非常上告の手
続において無罪の言渡を受けた者が
同法によつて未決の拘留又は拘
禁を受けた場合には、國は、その
者に対して、拘留又は拘禁による
補償をする。

2 上訴權回復による上訴、再審又
は非常上告の手続において無罪の
言渡を受けた者が原判決によつて
すでに刑の執行を受け、又は刑法
(明治四十年法律第四十五号)第十
一條第二項の規定による拘留を受
けた場合には、國は、その者に対
して、刑の執行又は拘留による補
償をする。

3 刑事訴訟法第四百八十四條から
第四百八十六條まで(同法第五百
五條において準用する場合を含む。
の)收監状による拘留及び同法
第四百八十一條第二項(同法第五
百五條において準用する場合を含
む。)の規定による留置は、前項の
規定の適用については、刑の執行
又は刑法第十一條第二項の規定に
よる拘留とみなす。

第二條 前條の規定により補償を受
けるべき者が死亡した場合におい
ては、本人の遺族に対して前條の
補償をする。死亡した者について
再審又は非常上告の手続において
無罪の言渡があつた場合も、同様
である。

2 補償を受けるべき遺族が死亡
し、又は遺族たる身分を失つた場
合において、他に配偶者以外の同
順位の遺族がないときは、次順位
の遺族に対してその補償をする。

3 前二項の規定により受けるべき
補償の額は、本人が受けるべきで
あつた額又は本人が生前無罪の言
渡を受けたならば受けるべきであ
つた額に等しくなければならな
い。

第三條 この法律において遺族と称
するものは、本人の配偶者、子、孫
父母及び祖父母をいう。但し、再
婚した配偶者は、この限りでな
い。

2 補償を受けるべき遺族の順位
は、子、孫、父母及び祖父母の順
序による。

3 遺族たる配偶者は、つねに補償
を受けるべき遺族となる。この場
合において、前項の規定により補
償を受けるべき遺族があるときは
は、その者と同順位とする。

4 補償を受けるべき同順位の遺族
が数人ある場合において、その遺
族相互の間における割合は、民法
(明治二十九年法律第八十九号)第
九百條の例による。

第四條 左の場合には、裁判所の健
全な裁量により、補償の一部又は
全部をしないことができる。

一 本人が、ことさらに、任意の
自由をすることにより、又は他
の有罪の証拠を偽造することに
より、起訴、未決の拘留若しくは
拘禁又は有罪の言渡を受ける
に至つたものと認められる場合
二 一個の裁判によつて併合罪の

一部について無罪の言渡を受け
ても、他の部分について有罪の
言渡を受けた場合

第五條 拘留又は拘禁による補償の
額は、前條及び第十二條に規定す
る場合を除いては、その日数に対
して一日最低二百円とし、且つ、
いかなる場合にも一日四百円を越
えてはならない。懲役、禁錮若し
くは拘留の執行又は拘留による補
償の額についても、同様である。

2 裁判所は、前項の補償の額を定
めるには、拘束の種類及びその期
間の長短、本人が受けた財産上の
損失、うへきであつた利益の喪失、
精神上の苦痛及び身体上の損傷並
びに警察、檢察及び裁判の各機關
の故意過失の有無その他一切の事
情を考慮しなければならない。

3 死所の執行を受けた者の遺族に
對ける補償においては、一万円以
内で裁判所の相当と認める金額の
附加的補償をしなければならない。
但し、本人の死亡によつて補
償を受けるべき者に現に生じた財
産上の損失額が証明された場合に
は、その損失額に一万円を加算し
た額の範囲内で裁判所の相当と認
める金額の附加的補償をすること
ができる。

4 裁判所は、前項の附加的補償の
額を定めるには、同項但書の証明
された損失額の外、本人の年齢、
性別、健康状態、収入能力及び補
償を受けるべき者の続柄並びに
補償を受けるべき者の年齢、生活
條件その他の事情を考慮しなけれ
ばならない。

5 罰金又は科料の執行による補償

同時に修正案に御賛成の模様でありますから、修正案の方が速かに立派にで

十二月七日予備審査のため、本委員会

無罪の言渡があつた場合も、同様である。

に至つたものと認められる場合
二 一個の裁判によつて併合罪の

ばならない。
5 罰金又は料金の執行による補償

においては、すでに徴収した罰金又は料金の額にこれに対する年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。労役場留置の執行をしたときは、第一項の規定を適用する。

6 没収の執行による補償においては、破産若しくは廃業されなかつた没収物、処分、破産若しくは廃業された没収物の時價の額に等しい補償金又は徴収した追徴金の額にこれに対する年五分の割合による金額を加算した額に等しい補償金を交付する。

第六條 補償の請求は、無罪の言渡をした裁判所に対してしなければならない。

第七條 補償の請求は、無罪の裁判が確定した日から六十日以内になければならない。

2 補償を受けるべき者が請求をした後死亡し、又は遺族たる身分を失つた場合において、他に配偶者以外の同順位遺族がないときは、次順位で補償を受けるべき者は、前項の規定にかかわらず、請求をした者が死亡し、又は遺族たる身分を失つた日から六十日以内に、補償の請求をすることができ

第八條 補償を受けるべき同順位遺族が数人ある場合には、補償の請求は、全員のためその全部につきされたものとみなす。

第九條 補償の請求をした者が請求を取り消したときは、その取消をした者は、さらに請求をすることができない。

第十條 補償の請求は、代理人によ

つてもすることができ。第十一條 補償の請求があつたときは、裁判所は、檢察官及び請求人の意見を聞き、決定をしなければならない。決定の原本は、檢察官及び請求人に送達しなければならない。

2 請求が理由のあるときは、補償の決定をしなければならない。請求が理由のないときは、又は期間の経過後にされたときは、これを棄却しなければならない。

第十二條 補償を受けるべき者が同一の原因によつて他の法律によつて損害賠償を受けたときは、裁判所は、補償の額を定めるに ついて、これを考慮しなければならない。この場合において、他の法律によつて受けた損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償の額に等しいか、又はこれを越える場合には、補償の額は、百円以内の名目上の金額とし、他の法律によつて受けた損害賠償の額がこの法律によつて受けるべき補償の額より少ないときは、補償の額は、損害賠償の額を差し引いて定めなければならない。

第十三條 補償を受けるべき同順位遺族が数人ある場合には、その一人に対してした本案の決定は、同順位者全員に対してしたものとみなす。

第十四條 第十一條の規定に対しては、請求人及びこれと同順位遺族は、即時抗告をすることができ。但し、その決定をした裁判所が高等裁判所であるときは、その高等裁判所に異議の申立をするものとする。

2 前項の即時抗告及び異議の申立についての決定に対しては、刑事訴訟法第四百三十三條第一項に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができ

3 第八條の規定は、前二項の抗告及び異議の申立に、第十三條の規定は、前二項の抗告及び異議の申立についての決定に適用する。

第十五條 補償の決定があつた後、これによつて補償を受けるべき者がその補償を受けなかつた死亡し、又は遺族たる身分を失つた場合において、他にその決定によつて補償を受けるべき配偶者以外の者がいないときは、その決定は、順次同順位で補償を受けるべき者に対してしたものとみなす。

第十六條 補償の拂渡を受けようとする者は、その決定をした裁判所に請求書を提出しなければならない。

2 補償の決定の送達があつた後一年以内に、補償の拂渡の請求をしないときは、権利を失う。

第十七條 補償の拂渡を受けるべき者が数人ある場合には、その一人に対する補償の拂渡は、その全員に対してしたものとみなす。

第十八條 補償拂渡の請求権は、譲り渡すことができない。

第十九條 この法律の決定、即時抗告、異議の申立及び第十四條第二項の抗告については、特別の定めがある場合を除いては、刑事訴訟法を適用する。期間についても、同様である。

第二十條 裁判所は、補償の決定をしたときは、その決定を受けた者の申立により、すみやかに、無罪の裁判の本文及び要旨並びに補償をした旨を官報又は新聞紙に掲載しなければならない。

2 第十七條の規定は、前項の場合に適用する。

附則 1 この法律は、刑事訴訟法を改正する法律（昭和二十三年法律第百三十一号）施行の日（昭和二十四年一月一日）から施行する。

2 この法律は、特別の定めのある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 日本國憲法施行後この法律施行前に無罪の言渡を受けた者に係る補償については、この法律施行前補償についての決定があつた場合であつても、この法律施行後六十日以内に補償の請求をすることができ

4 この法律施行前補償の決定があつた事項について前項の規定による補償の請求があつた場合には、裁判所は、補償の額を定めるに ついて、これを考慮しなければならない。

5 前三項の規定の適用については、旧刑事訴訟法（大正十一年法律第七十五号）又は日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）の規定による事項で、刑事訴訟法にその規定に相当

する規定のあるものは、刑事訴訟法の規定による事項とみなす。

6 日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律第十七條の上告において無罪の言渡を受けた者が原判決によつてすでに刑の執行を受け、又は刑法第十一條第二項の規定による拘留を受けた場合には、その刑の執行及び拘留は、この法律の適用については、第一條第二項の規定による刑の執行又は拘留とみなす。

昭和二十三年十二月二十二日印刷

昭和二十三年十二月二十三日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局